

景観に配慮した 板塀や 生けがきの 設置に助成

美しい景観の創出に寄与する
板塀や生けがきの設置費用の一
部を助成します。

■板塀の場合

助成要件

- ・ 景観重点区域内で行う板塀な
どの新設や改修
- ・ 公衆用道路または河川に面し
た部分および当該道路または
河川から眺めることができる
部分に設置するものほか

助成額 1.8mあたり5万円、1
カ所あたり最大30万円（助成
率1/3）

※市街地景観保存区域内につい
ては1.8mあたり10万円、1カ
所あたり最大60万円（助成率
2/3）

■生けがきの場合

助成要件

- ・ 都市計画区域内で公衆用道路
に面した部分および当該道路

から眺めることができる部分
に設置するもの

- ・ 植栽する樹木が、おおむね高
さ0.5m以上、幅0.2m以上のも
ので、生けがきの長さが5m
以上のもの
- ・ 5年以上活用できるもの

・ 植栽する樹木がカイズカイブ
キ以外の樹種であること

助成額 1カ所あたり最大9万
円（助成率1/3）

※市街地景観保存区域につい
ては1カ所あたり最大18万円
（助成率2/3）

■高木の場合

助成要件

- ・ 都市計画区域内の工場や駐車
場、共同住宅などの敷地内
で、公衆用道路に面する部分
に植栽する高木

・ おおむね高さ3m以上のもの
・ 5年以上活用できるもの
・ 植栽する樹木がカイズカイブ
キ以外の樹種であること

助成額 1本あたり最大1万8
千円（助成率1/3）

問合先 都市計画課
☎35-3180
広報ID 10003997

屋外広告物の 新設および 改修・撤去の 助成事業を 実施しています

屋外広告物の許可基準の見直しに伴い、平成29年度から3年間に限り、新しい基準に合わなくなった看板の改修や撤去に要する費用を助成しています。

詳細は右表をご覧ください。

問合先 都市計画課
☎35-3180
広報ID 1003997

■屋外広告物の助成事業を拡充しています

既存の屋外広告物のうち、許可基準の見直しにより不適合となったものは屋外広告物条例により平成29年4月1日から3年の特例期間を過ぎると掲出できなくなりますので、改修または撤去が必要です。特例期間中は、改修・撤去について下表のとおり助成事業を拡充して実施しますので、ぜひご利用ください。

屋外広告物の許可基準に適合しなくなった看板の改修または撤去

助成対象	対象地域	助成額など
見直しにより不適合となった既存看板などの撤去	市内全域	最大50万円（助成率10/10）
見直しにより不適合となった既存看板などの改修		最大50万円（助成率9/10）

下記の屋外広告物の改修または撤去

助成対象	対象地域	助成額など
屋上広告の撤去（撤去後の修景を含む）	中心市街地（中心市街地活性化区域）	最大300万円（助成率10/10）
電光表示板の撤去（片面1㎡超のみ）	市内全域	最大100万円（助成率10/10）
地色に原色を使用した壁面広告および屋上広告の撤去および改修	市内全域（景観重点区域以外）	〈撤去の場合〉 最大100万円（助成率10/10） 〈改修の場合〉 最大100万円（助成率9/10）

※特例期間はいずれも平成29年4月1日～平成32年3月31日です。

■上記以外の屋外広告物の新設および改修、撤去

助成対象	対象地域	助成額など
看板の設置および改修・撤去	市内全域（中心市街地区域外）	最大18万円（助成率1/3）
	中心市街地区域内	最大36万円（助成率2/3）

6月は
「まちづくり月間」です
美しい景観と潤いのあるまちづくりを
すすめましょう

国土交通省・岐阜県・
高山市